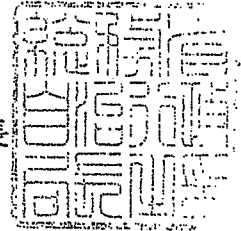


総 行 行 第 6 3 号
平成16年6月15日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長



行政事件訴訟法の一部を改正する法律による地方自治法の一部の改正について(通知)

行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成16年法律第84号。以下「改正行政事件訴訟法」という。)の公布については、既に各都道府県知事あてに司法制度改革推進本部から通知(平成16年6月9日付け閣司本第90号)されたところですが、同法附則第9条において地方自治法の一部が改正されました。

この改正の趣旨は、改正行政事件訴訟法において、抗告訴訟につき、被告を原則として行政庁から国又は公共団体に改めたことから、所要の規定を整備したものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

- 第1 普通地方公共団体が当事者である訴えの提起、和解についての規定の整備
普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る改正行政事件訴訟法第11条第1項の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟についての訴えの提起、和解について、議会の議決事項から除外するものとされたこと。(地方自治法(以下「自治法」という。)第96条第1項第12号関係)
- 第2 議会及び議長、選挙管理委員会並びに代表監査委員及び監査委員の処分又は裁決にかかる地方公共団体を被告とする訴訟についての訴訟代表者の規定の整備
- 1 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表するものとされたこと。(自治法第105条の2関係)
 - 2 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表するものとされたこと。(自治法第192条関係)
 - 3 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表するものとされたこと。(自治法第199条の3第2項、第3項関係)

第3 自治法上の機関訴訟の被告適格の規定の整備

自治法第176条第7項の訴えのうち、同条第4項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならないものとされたこと。(自治法第176条第8項関係)

第4 改正前の行政事件訴訟法第11条を準用していた規定の整備

国又は都道府県の関与に関する訴えの提起において、当該関与に関する審査の申出の相手方となった行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁が被告となるとされたこと及び違法な関与の取消を求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは当該国又は都道府県を被告として提起しなければならないとされたこと。(自治法第251条の5第1項、第252条第1項関係)